

鹿 児 島 県 公 報

平成23年 9 月 26 日（月） 第2738号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共 1 箇月2,650円

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

規 則

- ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行
期日を定める規則（※）（障害福祉課取扱い） 1
- ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）
（障害福祉課取扱い） 2

告 示

- 有害な映画等の指定（青少年男女共同参画課取扱い） 2
- 有害な図書等の指定（青少年男女共同参画課取扱い） 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出（3件）（社会福祉課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 4
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（水産振興課取扱い） 5
- 土地改良区の定款の変更の認可（農地整備課取扱い） 5
- 県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課取扱い） 5
- 公共測量の実施（3件）（監理課取扱い） 5
- 都市計画と畜場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 6

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見等に関する公告（商工政策課取扱い） 6
- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（商工政策課取扱い） 8
- 公募によらない指定管理者の候補者選定の公告（2件）（都市計画課取扱い） 10

選 挙 管 理 委 員 会 規 則

- 公職選挙法及び同法施行令実施規程の一部を改正する規則（※）（選挙管理委員会取扱い） 10

人 事 委 員 会 規 則

- 委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※）（職員課取扱い） 11

規 則

ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成23年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第45号

ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成23年鹿児島県条例第28号）第2条の規定の施行期日は、平成23年10月1日とする。

ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第46号

ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年鹿児島県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第5条の3の次に次の1条を加える。

（身体障害者手帳等の交付を受けている者に準ずる者）

第5条の4 条例第4条第1項第4号に規定する同項第1号から第3号までに掲げる者に準ずる者は、次に掲げる者であって同項第1号から第3号までに該当しないものとする。

(1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第22条第5項の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者

(2) 鹿児島県特定疾患治療研究事業実施要綱（平成6年10月1日施行）第8条の規定により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者

第6条第2項第1号ア中「障害者（条例第4条第1項第1号から第3号まで）」を「条例第4条第1項に規定する障害者等（同条第5号）」に、「をいう。以下同じ」を「を除く。以下「障害者等」という」に改め、同号イ中「障害者及び障害者」を「障害者等及び障害者等」に、「障害者特定団体」を「障害者等特定団体」に改め、同号ウ中「障害者」を「障害者等」に改める。

第10条第1項第1号中「障害者特定団体」を「障害者等特定団体」に改め、同項第2号中「障害者」を「障害者等」に改める。

別記第1号様式の2から別記第4号様式までの規定及び別記第7号様式中「うち障害者」を「うち障害者等」に改める。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第936号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成23年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8045	平成23年 9 月 16 日	映 画	ザ・緊縛	新東宝映画	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8046			ノーパンパンスト痴女 群がる痴漢電車	新日本映像		
8047			淑女の裏顔 暴かれた恥唇	オービー映画		
8048			好色長襦袢 若妻の悶え	新東宝映画		
8049			一人寝未亡人 恥毛の落ちた蒲団	新日本映像		
8050			三十路の女 巨乳はじける	オービー映画		
8051			ダブルEカップ 完熟	新東宝映画		
8052			女痴漢捜査官2 バストで御用	新東宝映画		
8053			人妻旅行 しっとり乱れ貝	オービー映画		

鹿児島県告示第937号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、

有害な図書等として次のとおり指定した。

平成23年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24594	平成23年 9 月 16 日	雑 誌	m i n i パラ 10月号 08493-10	竹 書 房	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。
24595			恋愛白書パステル 10月号 19625-10	宙 出 版		
24596			恋愛R e v o l u t i o n ラブレボ 10月号 19667-10	宙 出 版		
24597			恋愛L o v e M A X 10月号 17744-10	秋 田 書 店		
24598			上級恋愛ミント 10月号 04593-10	近 代 映 画 社		
24599			愛の体験スペシャルD X 10月号 11585-10	竹 書 房		
24600			コミック J U N E 10月号 13703-10	ジ ュ ネ ッ ト		
24601			エンジェルクラブ 10月号 11945-10	エ ン ジ ェ ル 出 版		
24602			快楽天 10月号 13877-10	ワ ニ マ ガ ジ ン 社		
24603			C O M I C ポプリクラブ 10月号 13759-10	マ ッ ク ス		
24604			まるごとヤスイリオスケ コミックポプリクラブ 9 月号増刊 13760-09	マ ッ ク ス		

鹿児島県告示第938号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた柔道整復師から次のとおり変更の届出があった。

平成23年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定を受けた柔道整復師の氏名並びに施術所の名称及び所在地

鶴田誓志

整骨院無双（伊集院）

日置市伊集院町下谷口1806番 1 － 2

- 2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
施術所の名称	整骨院無双	整骨院無双（伊集院）	平成23年 8 月 1 日

鹿児島県告示第939号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた柔道整復師から次のとおり変更の届出があった。

平成23年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定を受けた柔道整復師の氏名並びに施術所の名称及び所在地

益山光弘

整骨院無双（伊集院）

日置市伊集院町下谷口1806番1－2

2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
施術所の名称	整骨院無双	整骨院無双（伊集院）	平成23年8月1日

鹿児島県告示第940号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた柔道整復師から次のとおり変更の届出があった。

平成23年9月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定を受けた柔道整復師の氏名並びに施術所の名称及び所在地

新村光弘

整骨院無双（伊集院）

日置市伊集院町下谷口1806番1－2

2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
施術所の名称	整骨院無双	整骨院無双（伊集院）	平成23年8月1日

鹿児島県告示第941号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成23年9月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ヘルパーステー ションほこらし や	大島郡瀬戸内町 渡連136	有限会社ワタナ ベ機工	神奈川県相模原 市宮下本町1－ 33－34	渡邊 喜一	平成23年 8月31日	訪問介護
デイサービスセ ンターほこらし や	大島郡瀬戸内町 渡連136	有限会社ワタナ ベ機工	神奈川県相模原 市宮下本町1－ 33－34	渡邊 喜一	平成23年 8月31日	通所介護
訪問看護ステー ションフロイデ	霧島市国分福島 一丁目5番19号	医療法人健康会	霧島市国分福島 一丁目5番19号	坂元 健一	平成23年 9月30日	訪問看護
株式会社ビッグ ツー	鹿児島市宇宿二 丁目14番6号	株式会社ビッグ ツー	鹿児島市宇宿二 丁目14番6号	藤 茂喜	平成23年 9月30日	特定福祉 用具販売

鹿児島県告示第942号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成23年9月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定介護予防サービス事業者			廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ヘルパーステー ションほこらし や	大島郡瀬戸内町 渡連136	有限会社ワタナ ベ機工	神奈川県相模原 市宮下本町 1－ 33－34	渡邊 喜一	平成23年 8 月 31 日	介護 予 防 訪 問 介 護
デイサービスセ ンターほこらし や	大島郡瀬戸内町 渡連136	有限会社ワタナ ベ機工	神奈川県相模原 市宮下本町 1－ 33－34	渡邊 喜一	平成23年 8 月 31 日	介護 予 防 通 所 介 護
株式会社ビッグ ツー	鹿児島市宇宿二 丁目14番 6 号	株式会社ビッグ ツー	鹿児島市宇宿二 丁目14番 6 号	藤 茂喜	平成23年 9 月 30 日	特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売

鹿児島県告示第943号

阿久根市赤瀬川1205番地 8 新町利昭及び阿久根市波留6526番地43 和田孝道からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第108条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成23年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 阿久根市阿久根区域（阿久根市の地区のうち阿久根市黒之浜区域，阿久根市折口区域，阿久根市大川区域及び阿久根市西目区域を除く地区）
- 2 区分 主として棒受網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第944号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により，平成23年 9 月 8 日付けで末吉町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第945号

土地改良事業県営過疎基幹農道整備（農道整備）松尾平地区の工事は，昭和56年 3 月 25 日に完了した。

平成23年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第946号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により，始良・伊佐地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成23年 8 月 31 日から平成24年 3 月 15 日まで
- 3 作業の地域 霧島市牧園町高千穂地内外

鹿児島県告示第947号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により，始良・伊佐地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成23年 9 月 7 日から平成24年 3 月 15 日まで
- 3 作業の地域 霧島市溝辺町竹子地内

鹿児島県告示第948号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（宇宿中間地区土地区画整理事業 出来形確認測量）
- 2 作業の期間 平成23年10月 1 日から平成24年 3 月 10 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市宇宿六丁目、宇宿八丁目、宇宿九丁目及び田上町の各地内

鹿児島県告示第949号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により阿久根市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 阿久根都市計画と畜場
 - (2) 名称 阿久根食肉流通センター
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見等に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から意見を聴取し、及び同条第2項の規定により住民等から意見書の提出があったので、これらの意見を平成23年 9 月 26 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成23年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
プラッセ食品館吉野店
鹿児島市川上町1959番30 外 7 筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成23年 4 月 15 日
- 3 意見の概要
 - (1) 鹿児島市
 - ア 交通関係について
 - (ア) マイカー等で来店が多いと予想されることから、特に混雑時に、案内板の設置や誘導員の配置などにより、周辺の公道や駐車場出入口付近における交通渋滞緩和に努めること。
 - (イ) 従業員や店舗利用者へも公共交通機関の利用周知に努めること。
 - (ウ) 工事中、また開店後においても、周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や

付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、良好な生活環境の保持についても十分な対策を講じるよう努めること。

イ 駐車場について

- (ア) 車椅子用駐車場から店舗出入口への動線と二輪車の動線が重複することから事故等の無いよう、安全管理に努めること。
- (イ) 道路の路面外に設置され、駐車のために供する部分が500㎡以上の誰でも自由に利用できる駐車場については、構造及び設備について駐車場法第11条に定める技術的基準の適用を受ける。店舗利用者用の駐車場である場合でも、専用駐車場であるとの明示をするとともに、管理人等が一般の利用を排除するなどしない場合には、専用駐車場とはみなされない。本件駐車場についても、専用駐車場としての措置を行わない場合には、駐車場法における技術的基準の適用を受けることとなるので、十分留意すること。
- (ウ) 当該駐車場を都市計画区域内に設置し、駐車料金を徴収する場合は、駐車場法第12条により駐車場の設置や変更等を鹿児島市長に届け出ることが必要となるので、十分留意すること。
- (エ) 専用駐車場としての措置を行う場合にも、駐車場の出入口については、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づき、駐車場法に定める構造及び設備の基準に即したものとするよう努めること。
- (オ) 駐輪場、自動二輪駐車場について、適切な管理を行うこと。
- (カ) 駐輪場には、盗難防止のための施錠バーを設置すること。
- (キ) 駐輪場39台、自動二輪駐車場2台が確保されているが、利用車両が多く収容できない場合には、別途確保すること。

ウ 建物について

- (ア) 当計画地は、準住居地域及び第一種低層住居専用地域に指定されていることから、建築物の建築に際しては、関係法令等を遵守すること。
- (イ) 本市景観条例に定める一定規模を超える建築物の建築を行う場合は、着工する30日前までに、景観法に基づく景観計画区域内行為届出を行い、本市景観計画に定めた景観形成基準を遵守すること。

※ 参考【届出対象建築物】

次の①又は②に該当する建築物とする。（抜粋）

① 用途地域等ごとに定める建築物

- ・ 準住居地域：高さが12m超又は地階を除く階数が4以上

② 延べ面積が1,500㎡を超えるもの

- (ウ) 屋外広告物については、本市屋外広告物条例を遵守するとともに、景観に配慮したものとする。
- (エ) 届出書に景観計画について該当無しと記載されているが、本市全域に景観計画が定められているので、同計画に留意すること。
- (オ) 建築着手までに、土地区画整理法第76条の許可申請を行い許可を得ること。併せて、県道については、車両乗入部事前協議を行うこと。（乗入口幅は事務所、店舗までは6mまでとしている。）
- (カ) 駐車場の出入口経路等については、中央警察署、その他関係機関と協議を行うこと。
- (キ) 店舗立地について、地域住民への周知徹底を図ること。
- (ク) 場内の排水計画（雨水）について、本市吉野区画整理課と協議を行うこと。

エ 騒音等について

- (ア) 大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法及び鹿児島市環境保全条例に基づく特定施設を設置する場合は事前に届出を行い、規制基準を遵守すること。
なお、設置の際には、付近の状況に配慮し、適切な設置場所を選定すること。
- (イ) 鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設（圧縮機）を有する事業者であることから、規制基準を遵守すること。なお、室外機の設置場所については、付近の状況に配慮し、適切な場所を選定すること。

(ウ) 自動車の駐車のに供する面積が500㎡以上である場合、鹿児島市環境保全条例に基づき、看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。

(エ) 配送車等の通行は経路、時間帯を考慮し、騒音、振動などで周辺住民・事業所に迷惑をかけないこと。

(オ) 開発区域の周辺住民・事業者に対して、事前に工事・予定建築物等を十分説明するとともに開発中及び開発後において、苦情の申し立てがあったときは誠意をもって対処すること。

オ 廃棄物等について

(ア) 廃棄物の適正な処理を行うとともに、一般廃棄物と産業廃棄物の区分、分別の徹底、資源化の推進を図ること。

また、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、処分の委託にあたっては、それぞれの収集運搬業、処分業の許可を取得しているか確認をして委託すること。

(イ) 廃棄物の収集車両への積込みについては、深夜・早朝の時間帯を避けるなど、騒音・振動等に関して周辺環境への配慮を行うこと。

(ウ) 廃棄物の保管や収集に伴う悪臭の発生、汚水の外部への流出などがないように留意すること。

(エ) 3R（リデュース（ごみの発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））に取り組むとともに、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する場合（1か月に平均500kg以上）は、一般廃棄物の減量に関する計画を作成すること。

(オ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に行うこと。

カ その他

(ア) 所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、安全確保のために必要な措置を講ずること。また、従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を修得させるよう努めること。

(イ) 土地の区画形質の変更を行う場合、都市計画法第29条に基づく開発許可が必要となる場合があるため、計画図を添付のうえ、本市土地利用調整課に事前に相談すること。

(2) 鹿児島市に居住する者

ア 店舗が自宅の南側隣地（一段高い土地）に建設予定であるため、日照権の妨害、建物による圧迫感や大部分の景観が失われることによる精神的苦痛を受けるため、境界線より8m以上離して建設をお願いします。

イ 自宅西側のすぐ隣に廃棄物置き場が建設予定であり、臭いや害虫発生の可能性や、洗面所の前に建設予定のため、毎朝目にする事への精神的苦痛を受けるため、予定地内の別な場所へ移動をお願いします。

ウ 廃棄物置き場とエアコンの室外機の距離が近く、排気障害のおそれと日陰になるため植木等、植菜等が影響を受けるため、予定地内の別な場所へ移動をお願いします。

エ トラック荷降ろしによる朝晩の騒音妨害について考慮していただくようお願いします。

オ 建設時における工事、重機やダンプなどの振動により家屋の不具合が生じた場合の補償をお願いします。

鹿児島県の優良地場企業であるからこそ利益最優先ではなく地域住民との調和、また近隣住民の生活に配慮していただきたい。上記の件につき建設計画の変更を強く要望致します。

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成23年9月26日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大

規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成23年 9 月 26 日から 4 月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成23年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイプラザ

鹿児島市東郡元町19番地

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

ア 変更前 午後10時

イ 変更後 ブックオフコーポレーション株式会社 午後11時

株式会社イエローハット 午後 8 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前 9 時30分から午後10時30分まで

イ 変更後 午前 9 時30分から午後11時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 変更前 出入口 4 箇所 建物敷地北西側、北側及び東側

イ 変更後 出入口 5 箇所 建物敷地北西側、北側、東側及び南側

3 変更の年月日

平成23年 8 月 30 日

4 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 唐池恒二

福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

ブックオフコーポレーション株式会社 代表取締役社長 佐藤弘志

神奈川県相模原市南区古淵二丁目14番20号

株式会社イエローハット 代表取締役社長 堀江康生

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目 4 番16号馬喰町第一ビルディング

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,177平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内 60台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

第 1 駐輪場 建物敷地 A 棟南側 15台

第 2 駐輪場 建物敷地 A 棟南側 37台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物敷地 B 棟西側 50平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等保管施設 1 建物敷地 A 棟西側 4 立方メートル

廃棄物等保管施設 2 建物敷地 B 棟南側 47立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前10時

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 8 時から午後 8 時まで

8 届出年月日

平成23年 8 月 29 日

公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

平成23年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称
吉野公園
- 2 公の施設の所在地
鹿児島市
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) 公園施設の維持管理に関する業務
 - (2) 都市公園の利用の制限に関する業務
 - (3) 有料公園施設の利用の許可に関する業務
 - (4) 有料公園施設の利用に係る料金に関する業務
 - (5) 都市公園の利用の促進に関する業務
 - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
平成24年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで
- 5 適用条文
鹿児島県公の施設に関する条例第7条第1項第4号

公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

平成23年 9 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
吹上浜海浜公園	南さつま市
北薩広域公園	薩摩郡さつま町
- 2 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) 公園施設の維持管理に関する業務
 - (2) 都市公園の利用の制限に関する業務
 - (3) 有料公園施設の利用の許可に関する業務
 - (4) 有料公園施設の利用に係る料金に関する業務
 - (5) 都市公園の利用の促進に関する業務
 - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
- 3 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
平成24年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで
- 4 適用条文
鹿児島県公の施設に関する条例第7条第1項第4号

選 挙 管 理 委 員 会 規 則

公職選挙法及び同法施行令実施規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 9 月 26 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

鹿児島県選挙管理委員会規則第4号

公職選挙法及び同法施行令実施規程の一部を改正する規則

公職選挙法及び同法施行令実施規程（昭和25年鹿児島県選挙管理委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3の12の項中「身体障害者療護施設あいわの里」を「障害者支援施設あいわの里障害者支援センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 9 月 26 日

鹿児島県人事委員会委員長 上園淳

鹿児島県人事委員会規則第8号

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表出水市の部を削り、同表指宿市の部本庁の款市長部局の項中「部長」を「部長 参与総務部参事（人事管理担当） 公室長」に改め、同表南さつま市の部出先機関の款老人ホームの項中「園（苑）長」を「苑長」に改め、同表志布志市の部本庁の款市長部局の項中「課長 行政改革推進監」を「課長」に改め、同表南九州市の部本庁の款市長部局の項中「秘書人事係長」を「総務人事係長」に改め、同表始良市の部本庁の款議会事務局の項中「事務局長」を「事務局長 次長 課長」に改め、同款市長部局の項中「次長 課長 収納管理課参事（総務に関する事務に従事する者に限る。） 秘書広報課長補佐」に、「人事給与係長」を「人事係長 給与厚生係長」に改め、同款教育委員会事務局の項中「課長 参事」を「課長」に改め、同表さつま町の部本庁の款町長部局の項中「工事検査監」を「工事検査監 災害復興調整監」に改め、同表湧水町の部本庁の款町長部局の項中「課長 総務課長補佐」を「会計管理者 課長 総務課長補佐」に改め、同款に次のように加える。

選挙管理委員会 事務局	書記長
----------------	-----

別表大崎町の部本庁の款町長部局の項中「課長 まちづくり推進室長」を「課長」に改め、同表南大隅町の部本庁の款町長部局の項中「総務係長」を「総務課長補佐」に改め、同表喜界町の部出先機関の款給食センターの項の次に次のように加える。

幼稚園	園長
-----	----

別表に次のように加える。

中南衛生管 理組合			事務局長
--------------	--	--	------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。